

EX-ICサービス運送約款の一部改正（アメリカン・エクスプレス・JR東海エクスプレス・コーポレートカード発行に伴う改正）

現行	改正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(この約款の目的)</p> <p>第1条 この約款は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「EX-ICサービス」又は当社以外の交通事業者（以下「他社」といいます。）が提供する同様のサービスのうち当社が認定するサービス（以下、総称して「EX-ICサービス等」といいます。）により締結する別に定める鉄道路線（以下「EX-IC路線」といいます。）の旅客運送契約（以下「EX-IC運送契約」といいます。）の内容について定めるものです。</p> <p>(注) 他社とは、次の交通事業者をいいます。 西日本旅客鉄道株式会社</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(この約款の目的)</p> <p>第1条 この約款は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「EX-ICサービス」又は当社以外の交通事業者（以下「他社」といいます。）が提供する同様のサービスのうち当社が認定するサービス（以下、総称して「EX-ICサービス等」といいます。）により締結する別に定める鉄道路線（以下「EX-IC路線」といいます。）の旅客運送契約（以下「EX-IC運送契約」といいます。）の内容について定めるものです。</p> <p>(注) 他社とは、次の交通事業者をいいます。 西日本旅客鉄道株式会社</p>
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 EX-IC運送契約に関して、この約款に定めのない事項については、当社又は他社の定めるエクスプレス予約サービスに関する会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）及び東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（以下「旅客規則」といいます。）その他の旅客運送約款（以下、総称して「旅客規則等」といいます。）によるものとします。</p> <p>(注) 会員規約等に含まれるものは、次の規約等です。 当社が定める規約 JR東海エクスプレスサービス会員規約 エクスプレス予約サービスに関する特約 エクスプレス予約サービス（JCBビジネス）に関する特約 エクスプレス予約サービス（三井住友エクスプレスコーポレートカード）に関する特約 エクスプレス予約サービス（UCコーポレート）に関する特約 エクスプレス予約サービス（MUFGカードコーポレート）に関する特約 エクスプレス予約サービス（DCコーポレート）に関する特約（個別払い</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 EX-IC運送契約に関して、この約款に定めのない事項については、当社又は他社の定めるエクスプレス予約サービスに関する会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）及び東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（以下「旅客規則」といいます。）その他の旅客運送約款（以下、総称して「旅客規則等」といいます。）によるものとします。</p> <p>(注) 会員規約等に含まれるものは、次の規約等です。 当社が定める規約 JR東海エクスプレスサービス会員規約 エクスプレス予約サービスに関する特約 エクスプレス予約サービス（JCBビジネス）に関する特約 エクスプレス予約サービス（三井住友エクスプレスコーポレートカード）に関する特約 エクスプレス予約サービス（UCコーポレート）に関する特約 エクスプレス予約サービス（MUFGカードコーポレート）に関する特約 エクスプレス予約サービス（DCコーポレート）に関する特約（個別払い</p>

現行	改正
<p>方式) エクスプレス予約サービス (DCコーポレート) に関する特約 (一括払い方式) エクスプレス予約サービス (TS CUB I C コーポレート) に関する特約</p> <p>エクスプレス予約グリーンプログラム特約 エクスプレス予約コーポレートサービス (コーポレート) 規約 エクスプレス予約コーポレートサービス (E予約専用) 規約</p> <p>(以下略)</p>	<p>方式) エクスプレス予約サービス (DCコーポレート) に関する特約 (一括払い方式) エクスプレス予約サービス (TS CUB I C コーポレート) に関する特約</p> <p><u>エクスプレス予約サービス (アメリカン・エクスプレス・コーポレート) に関する特約</u></p> <p>エクスプレス予約グリーンプログラム特約 エクスプレス予約コーポレートサービス (コーポレート) 規約 エクスプレス予約コーポレートサービス (E予約専用) 規約</p> <p>(以下略)</p>

附則

この通達は、平成26年6月17日から施行する。